

## 議案第 55 号

### 長与町水道給水条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による消費税率の引上げを踏まえた使用料に関する規定の改正並びに水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度の創設に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町水道給水条例の一部を改正する条例

長与町水道給水条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項の表を次のように改める。

口径 種別	基本料金		超過料金（1m <sup>3</sup> につき）						
	水量	金額	9～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～50m <sup>3</sup>	51～70m <sup>3</sup>	71～100 m <sup>3</sup>	101～300 m <sup>3</sup>	301m <sup>3</sup> 以 上
		円	円	円	円	円	円	円	円
13m/m	8m <sup>3</sup>	990	220	264	264	308	308	352	396
20m/m	8m <sup>3</sup>	1,320	220	264	264	308	308	352	396
25m/m	30m <sup>3</sup>	6,930			264	308	308	352	396
30m/m	50m <sup>3</sup>	12,430				308	308	352	396
40m/m	70m <sup>3</sup>	20,350					308	352	396
50m/m	100m <sup>3</sup>	31,460						352	396
75m/m	300m <sup>3</sup>	104,500							396

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

第28条第1項第1号の表を次のように改める。

メーターの口径	加入金の額
13m/m	55,000円
20m/m	220,000円
25m/m	440,000円
30m/m	660,000円
40m/m 50m/m 75m/m	町長が別に定める額

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

第30条第1項第1号中「37,800円」を「38,500円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「55,000円」に改める。

第31条の表を次のように改める。

メーターの口径	金額
13m/m	11,000円
20m/m	22,000円
25m/m	33,000円
30m/m	44,000円
40m/m	55,000円
50m/m	110,000円
75m/m	187,000円
100m/m	440,000円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

第33条第1項第1号中「をする場合 指定給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき10,000円」を「又は法第25条の3の2第1項の更新をする場合 それぞれ次に定める手数料及び額」に改め、同号に次のように加える。

ア 指定給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき10,000円

イ 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき5,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第33条第1項第1号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町水道給水条例第22条第1項の規定にかかわらず、施行日前から継続する水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。